⑯―２　補助金等の明細

（単位：千円）

区分	当期交付額	当期振替額					摘要
		建設仮勘定見返補助金等	資産見返補助金等	資本剰余金	長期預り補助金等	収益計上	
再生医療推進基盤整備事業補助金	7,366	―	7,366	―	―	―	
医療施設等設備整備費補助金	1,780	―	1,555	―	―	224	
疾病予防事業費等補助金	177,641	―	140,000	―	―	37,641	
研究拠点形成費等補助金	14,524	―	―	―	―	14,524	
大学改革推進等補助金	96,727	―	29,433	―	―	67,293	
間接経費	1,640	―	―	―	―	1,640	
合計	299,678	―	178,354	―	―	121,323	

⑰　役員及び教職員の給与の明細

（単位：千円、人）

区分		報酬又は給与		退職給付	
		支給額	支給人員	支給額	支給人員
役員	常勤	(98,793) 98,793	7	(―) ―	―
	非常勤	(―) 2,112	1	(―) ―	―
	計	(98,793) 100,905	8	(―) ―	―
教職員	常勤	(11,253,473) 12,055,558	1,711	(1,259,521) 1,265,379	129
	非常勤	(―) 1,989,673	784	(―) 6,112	88
	計	(11,253,473) 14,045,231	2,495	(1,259,521) 1,271,492	217
合計	常勤	(11,352,266) 12,154,351	1,718	(1,259,521) 1,265,379	129
	非常勤	(―) 1,991,785	785	(―) 6,112	88
	計	(11,352,266) 14,146,136	2,503	(1,259,521) 1,271,492	217

(注)　１　役員の本給月額は、学長1,066,000円、理事（副学長）843,000円、理事728,000円、監事654,000円である。

また、役員退職手当については、在職期間に応じて一定の割合を乗じて得た金額としているが、役員としての在職期間におけるその者の業績に応じ、これを増額し、又は減額することができる。

(注)　２　教職員の給与については、一般職国家公務員に準拠し、退職手当についても、国家公務員退職手当法に準拠している。

(注)　３　支給人員数は、年間平均支給人員数。

(注)　４　支給額に、賞与引当金繰入額、退職給付引当金繰入額、法定福利費は含まない。

(注)　５　「支給額」欄の上段括弧内には、承継職員等に係る支給額を内数にて記載している。

(注)　６　人件費の定義は、「国立大学法人等の役員の報酬等及び教職員の給与の水準の公表方法等について（ガイドライン）」(以下、「ガイドライン」という。)による。

・常勤職員とは、ガイドライン中の「常勤職員」、「在外職員」、「任期付職員」及び「再任用職員」から受託研究費等により雇用する者を除いた職員のことである。

・非常勤職員とは、常勤職員、受託研究費等により雇用する者及び「ガイドライン」における「派遣会社に支払う費用」以外の職員のことである。

⑱　開示すべきセグメント情報

（単位：千円）

	大学	附属学校	附属病院	小計	法人共通	合計
業務費用						
業務費	14,665,081	513,599	18,512,030	33,690,711	―	33,690,711
教育経費	1,405,589	47,327	33,575	1,486,492	―	1,486,492
研究経費	1,503,027	246	220,786	1,724,060	―	1,724,060
診療経費	―	―	11,282,384	11,282,384	―	11,282,384
教育研究支援経費	685,958	―	―	685,958	―	685,958